

大阪代協だより

Web版



INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF OSAKA INC.

■発行者

一般社団法人 大阪損害保険代理業協会
会長 山中尚
大阪市北区梅田1丁目2番2-1400
大阪駅前第二ビル14-1-2
TEL06-6341-6085

■大阪代協ホームページ

<https://www.osakadaikyo.or.jp/>



われわれは、次の募集規範を遵守し、消費者の利益に貢献します。

- 倫理規範 ①社会性・公共性の自覚 ②自己研鑽 ③信義・誠実性 ④信用の維持
- 行動規範 ①重要事項の説明 ②最適アドバイス
③アフターサービス・アフターフォロー ④顧客情報の守秘 ⑤法令の遵守

理事会だより

☆3月18日に理事会が開催されました☆

- 2020年度理事候補者が決定しました。
・5月の通常総会の議案になります。
- 2020年度各委員会の支部選出委員及び支部事業計画が承認されました。
・計画に沿って「参加して良かった」と思える支部イベントの開催をよろしくお願いたします。
- 代理店賠償について下記の報告がありました。
・賠償事故が増えています。2019年度は過去最高の事故報告がありました。
・高額訴訟も増えています。訴訟額が填補限度額(基本補償タイプ)を超える事案が複数発生しています。
・特約等について「何故説明してくれなかったのか?説明を聞いていれば絶対加入していた。」というお客様のご主張を乗り越えられる募集が肝要です。

(記事：吹原事務局長)



新型コロナウイルス対応関連情報は随時HP(お知らせ)にて更新しています。是非ご覧ください。

4月の予定

8日(水) 無料法律相談会 (大阪代協 会議室)

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により4月の理事会・委員会は中止といたします。

2019チャレンジ50

3月度ご入会の会員の皆様です。どうぞ宜しくお願いします。

所属支部	代理店名(敬称略)	代申会社
船場	ティノット	東海日動
東大阪	スズキプラザ保険サービス	損保ジャパン
和泉	ほけん屋本舗	損保ジャパン

☆3月は3店の仲間が増えました。
☆正会員の入会は年度累計で38店、残念ながら目標の50店に12店不足してしまいました。反省を踏まえ今年度は頑張りましょう!

☆☆大阪代協のセミナー情報☆☆

みんなで勉強し、研鑽を積みましょう!!

◆5月20日(水)14:45~ @大阪損保会館講堂

「BCPを活用した信頼関係構築」

~日本代協BCP策定ツールの実践と活用~

講師：中小企業診断士 久保田 晋彦 氏

開催の是非につき現在検討中

◆5月28日(木)13:30~ @大阪損保会館講堂

「関東財務局 直接対話に関する情報提供」

講師：日本代協専務理事 野元 敏昭 氏

問合せ先：大阪代協事務局

☆☆体制整備情報☆☆

「森の賢者 ふうたのワンポイントレッスン Part4」Vol.12が配信されました。

今月は「ファイリング」がテーマです。

是非事務所内の皆様でご一読下さい。

～ベストプラクティスの競い合いを求められている～

日本代協 臨時総会が開催されました

日本代協は、3月10日(火)、東京・千代田区の損保会館大会議室で2019年度臨時総会を開催しまし



た。

総会に先立ち挨拶した金子智明会長(写真左)は、代理店が取り組むべき課題として『改正保険業法への対応』『顧客本位の業務運営の実施』『デジタル革新に伴う代理店経営戦略のあり方』の3点に言及。このうちの『改正保険業法への対応』と『顧客本位の業務運営の実施』については「金融庁は保険業法の改正だけでは保険募集人に関わるビジネスモデルのイノベーションは進まないと考えている。顧客本位の業務運営というシンプルベースの最低基準をクリアできるだけで

なく、ベストプラクティスの競い合いを求めている」と指摘し、「体制整備構築に向けた経営努力が中途半端な代理店や募集人は業法により排除され、自分本位の企業文化から抜け出せない代理店や募集人は消費者から排除される時代である」と強調しました。また、『デジタル革新に伴う代理店経営戦略のあり方』については、IT技術の活用による代理店の品質向上の努力の必要性を呼びかけました。

総会付議事項である2020年度事業計画のうち、代理店および募集人の資質向上に向けた取り組みでは、損害保険大学課程コンサルティングコース受講生の一層の募集推進のために、損保各社に対して損害保険トータルプランナーの認定取得を代理店手数料ポイントに盛り込む、または代理店認定要件の必須項目とする、もしくは代理店内の認定者率や認定者実数を取り入れるように要望していくことを確認しました。すでに導入済の保険会社に対しては、要件の引き上げ要請を図るとしました。

オンラインによる日本代協独自の教育制度である『日本代協アカデミー』については、カリキュラムの拡充を進めつつ活用を促していくこととし、それによりPDCAを回しながら継続的に学ぶ企業風土を有する代協会員を一店でも多く輩出したいとしました。

CSR活動に関しては、損保協会が主催する『ぼうさい探検隊マップコンクール』に引き続き参画し、小学生の防災意識向上に貢献したいとしました。また、日本代協阪神ブロックで試験的に実施する予定の『リーダー養成講座』をCSR委員会がコンテンツ作成やツール・ノベルティ提供面などでサポートすることで、参画の充実度を高めるとしました。

活力ある代理店制度の構築に向けては、スマートフォンなどを通じて保険などの金融商品を販売できる、いわゆる金融仲介業者に関する法制化が今年6月にも図られることを踏まえ、「日本代協でも、保険販売の担い手となる金融仲介業者に関する情報収集に努め、必要に応じて代理店としての要望を金融庁に提言していく考えである」(野元敏昭専務理事)と注視しました。

改正保険業法対応の支援策に関しては、募集人10名程度の代理店における『体制整備モデル』の策定を検討



するなどして、比較的小規模の代理店の支援を進めていきたいとしました。

代協会員への支援・サービス・情報提供に関する取り組みとしては、日本代協事務局内に設置する代理店経営サポートデスクによる支援メニューの拡充を図る。新たな支援策としては、小規模代理店におけるBCP策定を支援する。前年度にサポートデスクで作成したBCP策定簡単ガイドや事業継続力強化計画認定制度の申請サポート資料などをもとにした代協会員向けのセミナーを開催し、代協会員の個別取り組みを後押しする、といったことが確認されました。

(記事：新日本保険新聞社)

～「本当に怖い労務トラブル」～

阿倍野支部セミナー開催しました

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、セミナー開催の是非を役員間で検討した結果、開催時間の短縮、マスクの着用、入室時手のアルコール消毒（副支部長が用意）を条件に開催することにしました。

冒頭、妹尾支部長から「これからの保険代理店は代協に参加して、情報を集めること、組織を活用して研鑽を積むことが大切であり、阿倍野支部が益々活性化することを期待する」と二期四年の思いのこもった挨拶がありました。続いて会場をお借りしている、三井住友海上火災保険㈱の丸山様と渡邊様から情報提供をいただきました。



今回のセミナーは、「本当に怖い労務トラブル」～使用者賠償責任保険等の活用～と題し、松ヶ谷法律事務所の阪中弁護士にご講演いただきました。阪中弁護士は中小企業法務を専門とされる先生で、公職として大阪市特別参与なども務められている方です。

セミナーの目的は、まず、背景にある労働法の概要を理解し、私たち保険代理店が法人のお客様に販売している、

- ・労災総合保険
- ・使用者賠償責任補償特約
- ・雇用関連賠償責任補償特約

等について、お客様のニーズ喚起ができるようになることです。

労働法に関しては、労働者を守る「労働者保護」の考え方が強く打ち出されていて、雇用契約の上では、経営者や法人は厳しい立場に立たされていることが判りました。



続いて、解雇、採用、人事のそれぞれ局面で発生しやすいトラブルを具体的に説明いただき、雇用することの大変さを学びました。

また、労災のリスクとして、長時間労働を黙認したことによる安全配慮義務違反で役員個人が訴えられる具体的な事案について教えていただきました。使用者賠償、雇用関連賠償の必要性をしっかりと認識することができ、お客様への注意喚起・情報提供などに役立つ、知っておきたい労務知識を学ぶことができました。

阿倍野支部は毎回このような外部の方を講師に招いて支部会を開催しております。

今年度も、新支部長の元、会員のためになる支部会を企画し、支部の活性化を図っていこうと思います。



(記事：阿倍野支部 中村記者)

～提携事業紹介シリーズ 第1弾！！～

「ETCコーポレートカード事業」（日本物流事業協同組合）

事業の内容・利用方法は大阪代協HPに掲載中です ⇒



旅客・運送事業を営んでおられるお客様に積極的に勧めておられる和泉支部所属の和泉保険サービス前田会員に取組みをお聞きしました。
和泉保険サービスでは、既にお客様5社にETCコーポレートカードを導入済みです。
参考にしていただき、是非お客様にお勧め下さい！

Q1：どのようなきっかけで推進されたのですか？

大阪代協の理事会で、新しい提携事業の話聞いたことがきっかけです。
もともと、バス会社や運送会社のお客様が多く、事故対応以外に提供できるサービスは無いか？と探していたところでした。
早速「ものは試し」と、話を持って行くと、お客様の関心が非常に高いことがわかりました。

Q2：導入された企業の受け止めはいかがでしたか？

既に導入しているお客様が多いのですが、現在の取引カード会社に特に義理があるわけでもなく、単純にメリットができれば切り替えはさほど問題ありませんでした。
私たちの提携先である日本物流事業協同組合は、比較的后発の会社なので、かなり融通をきかしてもらえます。
ほとんどのケースでお客様にメリットを感じていただくことができました。

Q3：ETCコーポレートカードの推進で保険募集にプラスになったことはありましたか？

今まで非幹事で20%のみシェアをいただいていた運送業者のお客様で、このETCコーポレートカードを導入により年間相当な金額の節減ができることになりました。
提案を評価いただき、次年度の更新の際は当社100%でご契約いただけることになりました。
また、貨物用の車両は共済に加入していて、当社には乗用車だけをいただいているお客様にも採用をいただきました。
共済から、保険に切り替える機会があれば間違いなく当社を指名していただけたと思います。


Q4：ETCコーポレートカードを推進するうえで注意点があれば教えてください。

ETCコーポレートカードを入れ替える際に、1か月から2か月の時間を要します。
その間割引が効かない時期が生じますので、お客様との間でトラブルにならないよう気を付ける必要があります。

(記事：大阪代協 事業活性化委員会)

高速道路料金が安くなる
「ETCカード」を作成しませんか？

株式会社〇〇〇〇の保険契約事業者様へ、
お得に高速道路を利用できるカードのご案内です。



使えば使うほど割引率がUP!!
NEXCOで最大30%の割引
阪神・首都高でも最大20%の割引

ETCマイレージで割引対象外の阪神高速、
首都高速でも一定の利用額で割引に！

手続きはカンタン！
組合に加入して、必要書類を提出するだけで
カードを発行。経費の削減につながります！

ご興味のある方は必要情報を記載の上FAXをお送りください。
担当より折り返しご連絡いたします。

御社名：
お名前：
連絡先TEL/FAX：

FAX：06-6*-******

カードの詳細説明は裏面をご覧ください

～風も無く、言い訳できないコンディション～ 教育委員会ゴルフコンペを開催しました

2020年3月7日(土)教育委員会春のゴルフコンペを開催致しました。今回は、7組28名の参加で競いました。コースは、大阪府堺市南区にある雄大な自然に囲まれ、東西南北4コース36ホール関西一の規模を誇る天野山カントリークラブです。クラブハウスからは、大阪府の都心が一望でき、景色の良い洗練されたゴルフ場です。



当日はそれまでの寒さが嘘のように、晴れやかな暖かいゴルフ日和になりました。風も無く、言い訳できないコンディションの中、皆さんいかに実力を発揮されました。

8時20分に集合し、山中会長、門口教育委員長のご挨拶、記念撮影を済ませ、南コースから山中会長の見事な始球式でスタート致しました。皆さん難しいグリーンに四苦八苦される中で、見事優勝されたのは、南43・東37、グロス80で、前評判通り東大阪支部・保田副支部長でした。ドラコンは、堺支部・西澤副支部長、門口委員長、ニアピンは、安本副会長、山中会長、門口委員長、私山本が2ついただきました。

今回も、新谷副会長、門口委員長、春名・渡辺・山本の各副委員長、太田委員から商品提供いただき、参加者全員に賞品を持ち帰っていただきました。

(但し、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、懇親会、表彰式は中止とさせていただきます。一日も早く騒動が終息する事を切に願います。)



ゴルフコンペに限らず、損害保険大学課程コンサルティングコース受講者募集をはじめ教育委員会主催の事業やイベントにご協力下さる、代協会員の皆様には、深く感謝を申し上げます。

ゴルフコンペは、次回秋に開催させていただきますので、今回のリベンジに燃える方、この記事を見て、次回は参加しようかな、とっていただいた会員の皆様、多くのご参加をお待ちしております。

このような活動を通して会員間の風通しが良くなり、代協活動が活性化することを願っております。

(記事：教育委員会 山本副委員長)

《体制整備の豆知識Part 4》 2020. 3.30
ふうたのワンポイントレッスン Vol. 12

<会員の皆様には本文を送付済みです。著作権の関係でホームページ掲載用は内容を割愛しています>

作成：日本創倫株式会社 専務取締役（SEO）オフィサー事業部長 風間利也
配信：日本代協事務局

2020年4月1日 「改正健康増進法（別名：禁煙法）が全面施行」に関する情報

掲題につきましては皆さまご承知のことと思いますが、お客さまへの情報提供の材料として、念のため概要をご連絡いたします。ご参考になれば幸いです。

（概要）

「改正健康増進法（別名：禁煙法）が全面施行」

- ・ 飲食店やホテル、オフィスなどの屋内を原則禁煙とする「改正健康増進法」が4月1日、全面施行された。
- ・ 東京五輪・パラリンピックに向けた対策で、例外は既存の小規模飲食店や喫煙専用室がある場合などに限定。違反者には罰則も適用される。

（内容）

- ・ 2003年5月に制定された健康増進法では、飲食店等の管理者に受動喫煙の防止策を講ずるよう求めましたが、努力義務に留まっていた。今回の改正法は2018年7月に成立しましたが、受動喫煙防止策を罰則付きで義務付けました。2019年の1、7月には一部施行され、学校や病院、行政機関などの敷地内が既に原則禁煙となっていました。
- ・ 今回の全面施行により、飲食店やオフィスなどの中も原則禁煙になりますが、喫煙が主目的のバーや個人の自宅、ホテルの客室などは対象外となります。
- ・ 飲食店でも、経営規模が小さい個人店（資本金5000万円以下かつ客席面積100平方メートル以下の既存店）では、営業への影響を考慮し、店頭で「喫煙可能」と標識を掲示すれば、店主判断で喫煙できるようにしています。
- ・ 一方で、同じく本日全面施行となる東京都の条例は、従業員を雇う飲食店は面積に関係なく原則禁煙としており、改正法より厳しい規制になっています。
- ・ なお、改正法は、一定の基準を満たす排気装置を設置していれば、飲食店内の専用室での喫煙を可能としています。その場合、「喫煙専用室」での飲食は不可とし、20歳未満の客や従業員の立ち入りも禁止されています。
- ・ 利用者が増えている加熱式たばこについても、喫えるのは普通のたばこと同様、喫煙専用室に限られますが、現時点では健康への影響が明らかではないとして、「加熱式たばこ専用室」なら飲食は当面可能としています。
- ・ 罰則は、都道府県などの指導や命令などに従わない場合に適用され、禁煙場所で喫煙した個人に30万円以下、禁煙場所に灰皿を設けた施設管理者に50万円以下の過料をそれぞれ科すなどとなっています。

本日以降は喫煙者の方は従来以上に喫う場所に注意をしていただく必要があります。

お客さまへの情報提供のご参考までにご連絡いたします。

（大阪代協 事務局）